

平成 21 年 9 月 24 日判決言渡 同日判決原本領収

平成 21 年（行コ）第 144 号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成 19 年（行ウ）第 444 号）

（口頭弁論終結日 平成 21 年 6 月 25 日）

判決

控訴人 社団法人東京都自動車整備振興会

被控訴人 国

処分行政庁 中央労働委員会

補助参加人 全統一労働組合

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が、中労委平成 18 年(不再)第 17 号事件について平成 19 年 5 月 23 日付けでした命令(以下「本件命令」という。)を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第 1、2 審とも被控訴人の負担とする。

第 2 事案の概要

- 1 本件事案の概要は、原判決の「事実及び理由」第 2 の冒頭に記載のとおりであるから、これを引用する。

原審は控訴人の請求は理由がないとして棄却したので、控訴人がこれを不服として控訴した。

- 2 前提事実等、争点及び当事者の主張は、次のとおり訂正付加するほか、原判決の「事実及び理由」第 2 の 1、2 に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 8 頁 18 行目の「と記載されている。」を次のとおり改める。

「、調整給及び一時金等を含まない所定内賃金を世間相場ゾーンと比較すると、全体として「女子は正常にちかいとみられるが、男子については、特定者を除く大部分の職員がゾーン対比で見るとは低い位置づけに点在している」と記載されている。」

(2) 原判決 11 頁 16 行目の「補助参加人は」の次に「、同法 1 条及び 2 条によって法適格組合に求められる当事者性、目的、団体性及び労使対等性の各要件を欠き」を加える。

第 3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の本件命令は適法であり控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほか、原判決「事実及び理由」第 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 15 頁 15 行目の「労組法」の次に「1 条、」を加え、20 行目冒頭から 22 行目末尾までを次のとおり改める。

「なお、甲第 6 号証によると、補助参加人が、組合員の団結により、労働者の権利の拡

大のための活動、労働条件の維持・拡大のための活動及び労働協約の締結等を行うことを目的とする労働組合であることが認められ、控訴人の職員がその組合員となっていることは前記認定のとおりであって、本件全証拠によっても、補助参加人について労組法2条ただし書又は7条3号本文後段に該当する事由があると認めることはできないから、補助参加人が救済申立資格を有することは明らかである。」

(2)原判決16頁1行目から2行目の「修正回答と異なり、職能給の引上げ」を「プラス調整給を職能給に繰り入れ職能給を引き上げるとともに、マイナス調整給を修正回答どおり翌年度までに廃止する」と改め、15行目の「平均昇給額」の次に「(マイナス調整給の減額による賃金支給額の増加分を含む。)」を加える。

(3)原判決18頁26行目の「根拠はないし」の次に「、かえって上記報告書には、男子職員の大部分について調整給及び一時金等を含まない所定内賃金が世間相場より低いとの指摘があることからすると、調整給がこの問題点の解消に一定の役割を果たしていたことがうかがえるのであり」を加える。(4)原判決19頁25行目の「賃金総額」を「調整給額」と、20頁3行目の「この事例を前提としても」を「この事例において調整給額に格差があったとしても」とそれぞれ改める。

2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部